



# 電気設備の保安・管理を通じて、 皆さまに安心と安全をご提供します

## 電気設備の保安管理と委託契約

電気は私たちの生活に欠かすことができません。電気の安定供給と電気を安全に使うためには、電気設備の保安管理が必要です。  
自家用電気工作物の設置者は、電気設備の保安管理のために有資格者を選任しなければいけません。しかし、次に挙げる電気工作物については、当協会所属の電気主任技術者と委託契約を結び産業保安監督部に申請、承認されることで電気保安管理の業務委託をすることができます。

1. 出力5,000kW未満の太陽電池発電所であって電圧7,000V以下で連系等をするもの
2. 出力2,000kW未満の発電所(水力、火力及び風力発電所に限る)であって電圧7,000V以下で連系等をするもの
3. 出力1,000kW未満の発電所(前述の発電設備を除く)であって電圧7,000V以下で連系等をするもの
4. 電圧7,000V以下で受電する需要設備
5. 電圧600V以下の配電線路を管理する事業場



官庁手続き業務

自家用電気工作物の  
検査・点検業務

電気保安の  
普及啓発・広報業務

電気保安の  
技術力向上業務

関連団体との  
連携業務

自家用電気工作物の  
保安業務は  
私たちにお任せください

## 業務内容



いつもの顔が 電気をまもる

一般社団法人  
四国電気管理技術者協会

|    |                                                                                                                              |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称 | 一般社団法人四国電気管理技術者協会                                                                                                            |
| 創立 | 1979年1月                                                                                                                      |
| 住所 | 高松市多賀町2丁目15番19号NKビル2F                                                                                                        |
| 沿革 | 1979年 1月 四国電気管理技術者協会結成<br>1981年 4月 全国電気管理技術者協会連絡会入会<br>2008年 5月 創立30周年記念式典を挙行<br>2010年10月 公益法人制度改革により<br>一般社団法人四国電気管理技術者協会移行 |

組織

